

小規模工事事務取扱要領

1 趣旨

静岡市は、小規模工事の施工に伴う事業の効率的な執行を図るため、受注者が提出する書類の省略等による手続の簡略化を実施するものとし、その実施その他小規模工事における事務の取扱いに関しては、静岡市土木工事共通仕様書（静岡市建設局監修）、公共建築工事標準仕様書（国土交通省営繕部監修）、公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省営繕部監修）及び特記仕様書（以下これらを「仕様書等」という。）並びにこの要領の定めるところによる。

2 定義

この要領において「小規模工事」とは、静岡市が発注する予定価格が500万円未満（補助事業を含む。）の建設工事をいう。

3 提出書類

受注者は、小規模工事の施工に当たり、別紙1及び別紙2に示すとおり書類の提出を省略することができる。ただし、監督員が特に提出を求めた場合は、この限りでない。

4 施工管理

(1) 出来形管理

出来形管理は、仕様書等に定める出来形管理基準により行うものとする。

(2) 品質管理

品質管理は、仕様書等に定める品質管理基準により行うものとする。

(3) 写真管理

写真管理は、仕様書等に定める写真管理基準により行うものとする。

5 小規模工事の施工における監督員、受注者等の注意義務

(1) 監督員は、受注者が自主管理（工事目的物の品質、精度を完全なものとするため、仕様書等の規格に適合するよう、社内検査を行う等自らが管理（コントロール）することをいう。以下同じ。）の体制（工程、出来形、品質、写真、交通、安全等をいう。以下同じ。）を確立し、施工管理を行うよう指導するものとする。

(2) 受注者は、自主管理体制を確立し、施工管理に責任を持つものとする。

(3) 受注者は、工事の施工に当たり疑義が生じたときは、監督員と協議するものとする。

6 附則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

別紙 2 完成図書チェックリスト

項目	細目	適用	小規模 工事	
出来形管理	数量総括表	設計計上数量に対する出来形数量の過不足のチェック(マイナスは規格値以内)		
	出来形管理表	面積計算、数量計算表等数箇所抽出してチェック 中間検査検測値(朱書)・段階確認検測値(青書)		
段階確認立会願				
工事記録簿	着手から完成日まで祝日は明示	安全訓練。段階確認等の記載及び立会、検査等の監督員の氏名も記載する		
休日・夜間作業届				
安全、訓練等の実施報告書		月あたりに半日以上、実施ごとに写真等の記録を工事工程月報と併せて提出	再提出 不要	
材料検査簿	主要な工事材料(鋼材、セメント、杭等)で完成検査時に外部から明視できないものについて、監督員の検印を受ける。生コン納入伝票等は整理して検査時に提示			
建設副産物	搬出調書		省略	
	マニフェスト(産業廃棄物管理票)総括表	個票は整理して保存、検査時に提示		
	再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の利用状況			
	産業廃棄物処理委託契約書(写)、産業廃棄物収集運搬業許可証(写)		事前 提出	
発生土処分	残土処分地位置図、平面図、運搬経路、写真			
建設業退職金共済証紙受払簿(写)		工事完成時	提示	
品質管理表	測点数が10点以上は工程能力図又は品質管理図表(ヒストグラム等)を作成		省略	
盛土	土の粒度、含水量試験	路床材料 1,000 m ³ につき1回		
	現場密度試験	路体 1,000 m ³ に1回、ただし土量 5,000 m ³ 未満は3回以上、路床 500 m ³ に1回、ただし 500 m ³ 未満は3回以上		
	ブルフローリング試験	路床、路盤仕上げ後、全幅、全区間		
路盤 300 m ² 以下省略可	締固め密度試験	2,000 m ² までは3個、2,000 m ² を超える場合は、1,000 m ² につき1回加算		
	平板載荷試験	1,000 m ² につき2回		
	ブルフローリング試験	全幅、全区間(2,000 m ² 以上中規模)		
舗装 300 m ² 以下省略可	骨材、As 混合物の材料試験	試験練り検査結果により省略可		
	温度測定 110℃以上(トラック1台ごと)	1日4回(午前、午後各2回)		
	密度測定	2,000 m ² までは3個、2,000 m ² を超える場合は、1,000 m ² につき1回加算		
レディミクストコンクリート	レディミクストコンクリート強度試験成績報告書(様式4)	1品種 150 m ³ につき1回6個、 δ 7(3個)、 δ 28(3個)		
	コンクリート強度検査報告書(様式5)	1品種 50 m ³ 未満の場合、生コン工場における δ 28 の品質検査結果を提出		
	コンクリート強度管理表(様式6)	管理対象構造物(高さ2m以上の擁壁・橋台・橋脚・内空4m ² 以上の函渠・1工種10m ² 以上のもの)		
	気温及びコンクリート打設記録表(様式7)			
	コンクリートテストハンマーによる強度試験結果表(様式8)			
	コンクリート中の塩化物含有量測定表(様式9)		当初1回以後 150 m ³ を超えるごとに1回、測定中の写真提出、0.30kg/m ³ 以下(用心鉄筋等を有しない無筋コンクリートは不要)	
	スランブ試験	強度試験用供試体採取時及び品質が変化したとき		
	空気量測定記録表	〃		
アルカリ骨材反応抑制対策	コンクリート使用前に監督員に報告			
セメントコンクリート 二次製品	コンクリート積ブロック	1,000 個又はその端数を1ロット(2個)として形状寸法、強度試験結果を監督員に報告		
	U型側溝用溝蓋	1,000 個又はその端数を2枚1組として形状寸法、強度試験結果を監督員に報告		
ガス圧接	ガス圧接資格証明書			
	ガス圧接工事検査報告書			
	鉄筋ガス圧接部、超音波探傷検査成績書			
使用材料品質証明書	一覧表(NO27)			
	鋼材	鋼材検査証明書		
	セメント及び混和材料(JIS製品以外)			
	セメントコンクリート製品(JIS製品以外)			
	塗装	塗料一般		
	その他	レディミクストコンクリート	レディミクストコンクリート取扱基準による	
		セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品取扱基準による	
		盛土材料	盛土材料取扱基準による	
再生下層路盤		出荷日直近のデータ、出荷量データも合わせて添付		
その他	検査証明書及び出荷証明書等			

注) 小規模工事とは予定価格 500 万円未満に適用する。【静岡県】

「小規模工事（予定価格500万円未満）の施工計画書記入（例）」

※廃止